

消 防 予 第 4 9 号
平成21年1月29日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

防火管理に関する消防法令の運用についての一部改正について

防火管理講習修了証の運用については、従来から「防火管理に関する消防法令の運用について」（昭和62年1月24日付け消防予第13号。以下「13号通知」という。）により運用されてきたところではありますが、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第105号）が平成20年9月24日に公布されたことに伴い、規則別記様式第1号が改正されることとなったことから、13号通知の一部を下記のとおり改正することとしました。

貴職におかれては、下記事項に御留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 13号通知「記第1 防火管理講習に関する事項」の一部改正

記1（4）中「講習修了証については、規則別記様式第一号によることとされているが、必要に応じ、様式を変更し（上級講習受講欄を設ける等）差し支えないものであること。なお、」を削る。

2 その他

- (1) 上記の改正部分の運用は、平成21年6月1日から施行する。
- (2) 改正新旧を参考として添付する。

「防火管理に関する消防法令の運用について」(昭和62年1月24日付け消防予第13号)
 の一部改正に係る新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

新	旧
消防予第13号 昭和62年1月24日	消防予第13号 昭和62年1月24日
各都道府県消防主管部長 殿	各都道府県消防主管部長 殿
消防庁予防救急課長	消防庁予防救急課長
防火管理に関する消防法令の運用について	防火管理に関する消防法令の運用について
(略)	(略)
記	記
第1 防火管理講習に関する事項	第1 防火管理講習に関する事項
1 甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施について	1 甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施について
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) _____ _____ _____ _____ _____	(4) <u>講習修了証については、規則別記様式第一号によることとされているが、必要に応じ、様式を変更し(上級講習受講欄を設ける等)差し支えないものであること。</u>
_____講習実施者は、講習修了証を交付した者の名簿を作成のうえ保存されたいこと。	<u>なお、講習実施者は、講習修了証を交付した者の名簿を作成のうえ保存されたいこと。</u>
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
第2 (略)	第2 (略)
第3 (略)	第3 (略)
第4 (略)	第4 (略)

第 5 (略)	第 5 (略)
第 6 (略)	第 6 (略)